

学校法人 佑愛学園 寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人佑愛学園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を愛知県清須市一場神明前 5 1 9 番地に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 愛知医療学院短期大学 リハビリテーション学科
- (2) 愛知医療学院短期大学附属ゆうあいこども園

(収益事業)

第 4 条の 2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

医療・福祉業（ゆうあいリハビリクリニック・ゆうあいデイケアセンター）

第 3 章 役 員 及 び 理 事 会

(役員)

第 5 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 7 人
 - (2) 監 事 2 人
- 2 理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
 - 3 理事（理事長を除く。）のうち 1 人以上を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第 6 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 愛知医療学院短期大学学長
 - (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者
3 人
 - (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者
3 人
- 2 前項第 1 号及び第 2 号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の

職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員(学長、園長)、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(親族関係者等の制限)

第8条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が1人を超えて含まれることにはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事若しくはその親族その他特殊の関係がある者が含まれることにはならない。
- 3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(役員任期)

第9条 役員(第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長又は常務理事)にあつては、その職務を含む。を行なう。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうちその定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 法令の規定又は、この寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に耐えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

- 2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第13条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長及び常務理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、予め理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、またその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるることができない。

(業務の決定の委任)

- 第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、予め理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第19条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席した場合における当該出席の方法含む）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第20条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、15人の評議員をもって組織する。
 - 3 評議員会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければ

ばならない。

- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることが評議員できない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

- 第21条 第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。
- 2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員二人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

- 第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
- (1) 予算及び事業計画
 - (2) 事業に関する中期的な計画
 - (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
 - (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (6) 寄附行為の変更
 - (7) 合併
 - (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
 - (9) 収益事業に関する重要事項
 - (10) 寄附金品の募集に関する事項
 - (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

- 第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は、役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者

3人

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者

3人

(3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者

9人

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第25条 評議員の任期は、4年とする。但し、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えない。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業の遂行上止

むを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上5年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2カ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2カ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備え付け及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に 財産目録、貸借対照表、収支計算

書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表及び収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第39条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3カ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(責任の免除)

第41条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第42条 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定めた額と私立学校法第44条2第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第6章 解散及び合併

(解散)

第43条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第44条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第46条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第47条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、学校法人佑愛学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第49条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、愛知県知事の認可の日(昭和57年3月30日)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事(理事長) 阪上隆則
理事 江崎勤弥

理事	福井寿男
理事	坂井 讓
理事	中島俊朗
理事	丹羽治一
理事	黒 立夫
理事	小林章甫
理事	高橋鉄哉
理事	吉田尚美
監事	小沢幹雄
監事	天野茂樹

3 第24条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間「生徒の父兄」と読みかえる。

附 則

この寄附行為は、愛知県知事の認可の日（昭和60年7月12日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、愛知県知事の認可の日（昭和61年1月24日）から施行する。但し、第23条の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、愛知県知事の認可の日（平成9年4月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、愛知県知事の認可の日（平成16年4月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、愛知県知事の認可の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年7月7日から施行する。

附 則

この法人の組織変更時の役員は次のとおりとする。

理事長	丹羽	治一
理事	万歳	登茂子
理事	成瀬	隆吉
理事	中島	俊朗
理事	水野	雅康
理事	鳥居	昭久

監 事 丹羽 義治
監 事 塩澤 祥男

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年12月3日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成22年9月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年2月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年4月2日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成30年11月15日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年12月24日）から施行する。

附 則

令和2年3月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和4年2月21日）から施行する。

新旧の比較対照表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) <u>愛知医療学院大学 リハビリテーション学部 リハビリテーション学科</u></p> <p>(2) <u>愛知医療学院短期大学 リハビリテーション学科</u></p> <p>(3) <u>愛知医療学院短期大学附属ゆうあいこども園</u></p> <p>(理事の選任)</p> <p>第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>愛知医療学院大学学長</u></p> <p>(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 3人</p> <p>(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 3人</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和 年 月 日)から施行する。</u></p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>愛知医療学院短期大学 リハビリテーション学科</u></p> <p>(2) <u>愛知医療学院短期大学附属ゆうあいこども園</u></p> <p>(理事の選任)</p> <p>第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>愛知医療学院短期大学学長</u></p> <p>(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 3人</p> <p>(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 3人</p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区 分	年 度	令和4 年度	開設年度の前年 度 (令和5年度)	開設年度 (令和6年度)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	合 計	
		設置経費	校 地 (うち造成費)	-	-	-	-	-	-
施設	基準内		-	5,335千円	-	-	-	-	5,335千円
	基準外		-	-	-	-	-	-	-
設備	図書		-	1,000千円	1,000千円	500千円	-	-	2,500千円
	教具 校具 備品		-	34,045千円	17,851千円	21,677千円	-	-	73,573千円
小 計	-		40,380千円	18,851千円	22,177千円	-	-	81,408千円	
新設校の開設年度の経常経費				295,505千円				295,505千円	
合 計		-	40,380千円	314,356千円	22,177千円	-	-	376,913千円	

既設校からの 転共用	施設	基準内	849,661 千円
		基準外	-
	設備	図書	66,408 千円
		教具・校具・備品	70,642 千円

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
申請年度の寄附金収入	376,913千円	申請年度(令和4年度)の寄附金収入410,000千円のうち376,913千円を財源に充当
合 計	376,913千円	

財産目録総括表

科目	年度	令和3年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和4年度末 (開設年度の前々年度)	申請時(令和5年3月31日) (開設年度の前々年度末日)
一 基本財産		1,904,366 千円	1,836,578 千円	1,836,578 千円
二 運用財産		814,179 千円	1,225,398 千円	1,225,398 千円
三 収益事業用基本財産		128,465 千円	120,769 千円	120,769 千円
四 収益事業用運用財産		58,514 千円	48,532 千円	48,532 千円
五 負債額		417,354 千円	356,168 千円	356,168 千円
1 固定負債		336,511 千円	297,096 千円	297,096 千円
2 流動負債		80,843 千円	59,071 千円	59,071 千円
六 収益事業用負債額		51,109 千円	15,362 千円	15,362 千円
1 固定負債		34,704 千円	11,478 千円	11,478 千円
2 流動負債		16,405 千円	3,884 千円	3,884 千円
七 基本財産+運用財産		2,718,546 千円	3,061,976 千円	3,061,976 千円
八 純資産(七-五)		2,301,192 千円	2,705,809 千円	2,705,809 千円

貸借対照表

令和 5年 3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	(2,747,626,483)	(2,358,204,545)	(389,421,938)
有形固定資産	< 1,836,578,149 >	< 1,904,366,438 >	< △ 67,788,289 >
特定資産	< 452,946,334 >	< 42,946,334 >	< 410,000,000 >
その他の固定資産	< 458,102,000 >	< 410,891,773 >	< 47,210,227 >
流動資産	(314,349,768)	(360,341,153)	(△ 45,991,385)
資産の部合計	3,061,976,251	2,718,545,698	343,430,553
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	(297,096,437)	(336,510,804)	(△ 39,414,367)
流動負債	(59,071,169)	(80,843,163)	(△ 21,771,994)
負債の部合計	356,167,606	417,353,967	△ 61,186,361
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	(2,587,315,142)	(2,519,998,133)	(67,317,009)
第1号基本金	2,545,315,142	2,477,998,133	67,317,009
第4号基本金	42,000,000	42,000,000	0
繰越収支差額	(118,493,503)	(△ 218,806,402)	(337,299,905)
純資産の部合計	2,705,808,645	2,301,191,731	404,616,914
負債及び純資産の部合計	3,061,976,251	2,718,545,698	343,430,553

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和5年度	改修工事	講義室 115.24㎡ 共同研究室 多目的トイレ	R6年3月1日着工予定 R6年3月15日完成予定	愛知医療学院大学リハビリテーション学部専用
	共同研究室パーティーション工事	パーティーション設置	R6年3月1日着工予定 R6年3月15日完成予定	愛知医療学院大学リハビリテーション学部専用
	図書を購入	図書 208冊	R5年12月1日購入予定	愛知医療学院大学リハビリテーション学部専用
	教具の購入	超音波治療器 1点 超音波画像診断装置 1点 多用途筋機能評価運動装置 1点	R6年2月26日購入予定 R6年2月26日購入予定 R5年10月20日購入予定	愛知医療学院大学リハビリテーション学部専用
	机・椅子の購入	机・椅子 計82点	R6年3月22日購入予定	愛知医療学院大学リハビリテーション学部専用
	AV機器の設置	AV機器一式	R6年3月22日設置予定	愛知医療学院大学リハビリテーション学部専用

令和6年度	図書の購入	図書 200冊	R6年12月2日購入予定	愛知医療学院大学リハビリテーション学部専用
	教具の購入	三次元動作解析装置	R6年10月21日購入予定	愛知医療学院大学リハビリテーション学部専用
	校地の取得	園地 1,548.86㎡	R2～R6年で分割支払いし、R6年度に支払い完了後、所有権移転	附属ゆうあいこども園
令和7年度	図書の購入	図書 116冊	R7年12月1日購入予定	愛知医療学院大学リハビリテーション学部専用
	教具の購入	床反力計ソフト 1点 床反力計一式 1点 誘発筋電計 1点	R7年4月15日購入予定 R7年4月15日購入予定 R7年10月20日購入予定	愛知医療学院大学リハビリテーション学部専用
	学生用ロッカーの購入	ロッカー 7点	R8年2月20日購入予定	愛知医療学院大学リハビリテーション学部専用
令和8年度	該当なし			
令和9年度	該当なし			

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	令和6年度 開設年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度 完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		133,600	255,200	361,650	474,400
手数料収入		4,050	5,060	5,060	5,060
寄付金収入		100	100	100	100
補助金収入		20,040	35,040	50,040	65,040
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	1,254	1,254
受取利息・配当金収入		1	1	1	1
雑収入		800	950	950	950
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		20,000	20,000	20,000	20,000
その他の収入		368,188	98,345	101,254	101,254
資金収入調整勘定		0	△ 20,000	△ 21,254	△ 21,254
前年度繰越支払資金		0	218,084	1,394,928	1,359,207
収入の部合計		546,779	612,780	1,913,983	2,006,012

(支出の部)

(単位 千円)

科目	年度	令和6年度 開設年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度 完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		174,706	235,838	294,254	293,961
教育研究経費支出		33,059	58,420	96,054	103,196
管理経費支出		34,832	30,607	33,810	33,860
借入金等利息支出	}	98	156	198	165
借入金等返済支出		4,600	9,200	13,800	13,800
施設関係支出		1,400	1,400	1,400	1,400
設備関係支出		20,481	30,115	2,060	2,110
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		63,000	73,000	115,680	115,680
[予備費]		4,000	4,000	10,000	10,000
資金支出調整勘定		△ 7,480	△ 7,480	△ 12,480	△ 12,480
翌年度繰越支払資金		218,084	177,524	1,359,207	1,444,321
支出の部合計		546,779	612,780	1,913,983	2,006,012

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目		年度	令和6年度 開設年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度 完成年度
			新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	133,600	255,200	361,650	474,400
		手数料	4,050	5,060	5,060	5,060
		寄付金	520	785	1,048	1,128
		経常費等補助金	20,040	35,040	50,040	65,040
		付随事業収入	0	0	1,254	1,254
		雑収入	550	950	550	550
		教育活動収入計	158,760	297,035	419,602	547,432
	支出	人件費	201,061	239,749	303,912	306,361
		教育研究経費	55,676	79,773	157,190	163,741
		管理経費	35,145	30,805	33,869	33,869
		徴収不能額等	0	0	0	0
	教育活動支出計	291,883	350,326	494,971	503,971	
	教育活動収支差額	△ 133,123	△ 53,291	△ 75,368	43,461	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	1	1	1	1
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入計	1	1	1	1
	支出	借入金等利息	98	156	198	165
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出計	98	156	198	165
	教育活動外収支差額	△ 97	△ 155	△ 197	△ 164	
	経常収支差額	△ 133,219	△ 53,445	△ 75,566	43,298	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	177	177	177	177
		特別収入計	177	177	177	177
	支出	資産処分差額	25	25	50	50
		その他の特別支出	0	0	0	0
	特別支出計	25	25	50	50	
	特別収支差額	152	152	127	127	
	[予備費]	3,500	6,500	10,000	10,000	
	基本金組入前当年度収支差額	△ 136,567	△ 59,793	△ 85,439	33,425	
	基本金組入額合計	△ 146,609	△ 46,644	△ 18,371	△ 18,421	
	当年度収支差額	△ 283,176	△ 106,437	△ 103,809	15,004	
	前年度繰越収支差額	0	△ 283,176	△ 177,860	△ 281,670	
	基本金取崩額	0	0	0	0	
	翌年度繰越収支差額	△ 283,176	△ 389,614	△ 281,670	△ 266,666	

(参考)

事業活動収入計	158,938	297,213	419,780	547,610
事業活動支出計	295,505	357,007	505,219	514,186